



発行 新潟県  
**第 59 号**  
 平成27年7月31日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1041 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 1042 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 1043 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1044 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1045 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 1046 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1047 道路の区域変更（道路管理課）
- 1048 道路の供用開始（道路管理課）
- 1049 道路の区域変更（道路管理課）
- 1050 道路の供用開始（道路管理課）
- 1051 道路の区域変更（道路管理課）
- 1052 道路の供用開始（道路管理課）
- 1053 市（町・村）道の改築工事の完了（道路建設課）
- 1054 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1055 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 採石業務管理者試験の実施（河川管理課）
- 特定調達契約の落札者等（財務課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局管理規程

- 19 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

病院局告示

- 6 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）

監査委員告示

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者（監査委員事務局）

告 示

◎新潟県告示第1041号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、出雲崎町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
------	------	-------

9月8日(火)	午前10時から正午まで	出雲崎町海岸公民館	出雲崎町全域
9月9日(水)	午後1時から3時30分まで	出雲崎町役場裏車庫	
9月10日から平成28年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、30日、31日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第1042号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年 7月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
魚沼市	17者	徳田字犬川橋425番1ほか121筆 9.3ha
南魚沼市	1者	泉甲字石万川端154番12ほか2筆 0.2ha
十日町市	4者	上野甲1150番ほか21筆 2.8ha
津南町	4者	大字下船渡甲8069番ほか53筆 8.5ha
糸魚川市	5者	東中5013番1ほか46筆 6.0ha
佐渡市	10者	千種字中373番1ほか56筆 7.2ha
合計	41者	305筆 34.0ha

2 認可年月日

平成27年 7月30日

◎新潟県告示第1043号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区の定款の変更を平成27年 7月21日認可した。

平成27年 7月31日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1044号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の葛塚土地改良区の定款の変更を平成27年 7月23日認可した。

平成27年 7月31日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1045号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成27年 7月31日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	馬場山	農業用排水施設整備(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金・基盤)	新規	平成27年7月19日	第48条

	整備促進) 事業		
--	----------	--	--

◎新潟県告示第1046号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営相川南部地区区画整理・農用地保全施設整備・農用地改良保全（中山間地域総合整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成27年8月3日から平成27年8月28日まで
- 3 縦覧に供する場所  
佐渡市役所及び佐渡市役所相川支所
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二枚田狐窪線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町豊実字孟地丁3234番から	新	3.6～11.8メートル	79.7メートル
同郡同町豊実字孟地丁3238番まで	旧	3.6～11.8メートル	79.7メートル

◎新潟県告示第1048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 二枚田狐窪線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町豊実字孟地丁3234番から同郡同町豊実字孟地丁3238番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年7月31日

◎新潟県告示第1049号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市明神字三坂沢 1450 番 3 から	新	12.0～29.5メートル	104.4メートル
同市明神字三坂沢1350番2まで	旧	12.0～24.5メートル	104.4メートル

#### ◎新潟県告示第1050号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間  
魚沼市明神字三坂沢1450番3から同市明神字三坂沢1350番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年7月31日

#### ◎新潟県告示第1051号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市大白川字火打石 886 番 150 から	新	11.8～15.5メートル	39.6メートル
同市大白川字火打石886番150まで	旧	11.8～13.0メートル	39.6メートル

#### ◎新潟県告示第1052号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間

魚沼市大白川字火打石886番150から同市大白川字火打石886番150まで

3 供用開始の期日 平成27年7月31日

### ◎新潟県告示第1053号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、県が開始した市道の改築工事（平成16年9月28日新潟県告示第1879号）が次のとおり完了した。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 市道 川西線
- 2 工事区間  
上越市牧区下湯谷字狐倉670-4番から上越市牧区原字杉名板99-2番まで  
上越市牧区原字下原926-2番から上越市牧区原字下原1191番まで  
上越市牧区田島字間々下179-1番から上越市牧区下昆子字前原725番まで
- 3 工事の種類 道路改築工事
- 4 工事の完了年月日 平成27年3月20日

### ◎新潟県告示第1054号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寝屋(1)地区	村上市寝屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寝屋(2)地区	村上市寝屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
出戸地区	村上市寝屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小岩内地区	村上市小岩内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小岩内東地区	村上市小岩内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小岩内(1)地区	村上市小岩内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小岩内(2)地区	村上市小岩内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小岩内(3)地区	村上市小岩内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大小沢地区	村上市小岩内	次の図のとおり	土石流
小岩内大沢地区	村上市小岩内	次の図のとおり	土石流
下小沢地区	村上市小岩内	次の図のとおり	土石流
居浦地区	村上市小岩内	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧

に供する。)

## 2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下赤谷(H25)地区	胎内市下赤谷	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
杉川発電所地区	五泉市下杉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下杉川(1)地区	五泉市下杉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
無沢地区	五泉市下杉川	次の図のとおり	土石流
下杉川(1)地区	五泉市下杉川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 4 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
砥沢地区	三条市高岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿峠地区	三条市鹿峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿峠(2)地区	三条市鹿峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿峠(3)地区	三条市鹿峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下飯田地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下飯田(2)地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下飯田(3)地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中飯田地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上飯田(1)地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上飯田(2)地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上飯田(3)地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上飯田(4)地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高岡一地区	三条市高岡	次の図のとおり	土石流
鹿峠地区	三条市鹿峠・飯田	次の図のとおり	土石流
飯田一地区	三条市飯田	次の図のとおり	土石流
飯田二地区	三条市飯田	次の図のとおり	土石流
飯田三地区	三条市飯田	次の図のとおり	土石流
飯田四地区	三条市飯田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 5 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
森上地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森上(3)地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森上(2)地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森上(4)地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森上(5)地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森上(6)地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森上(7)地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森上(8)地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面沢地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
東平沢地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
森上(6)地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
湯之沢地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
森上(1)地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
森上(2)地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
森上(3)地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流

森上(4)地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
森上(5)地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
笈返沢地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
大崩地区	長岡市森上	次の図のとおり	地すべり
湯ノ沢地区	長岡市森上	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 6 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福山新田(H25)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	地すべり
新道島(H25)地区	魚沼市新道島	次の図のとおり	地すべり
大石(H25)地区	魚沼市大石	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 7 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
君帰地区	南魚沼市君帰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(H25)地区	南魚沼市山谷	次の図のとおり	地すべり
小栗山(1)地区	南魚沼市小栗山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小栗山地区	南魚沼市小栗山、余川	次の図のとおり	土石流
小栗山(H25)地区	南魚沼市小栗山	次の図のとおり	地すべり
欠之上(H25)地区	南魚沼市欠之上	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 8 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
青海川地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	地すべり
青海川東地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

青海川(2)地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青海川(3)地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青海川(4)地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青海川地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青海川(5)地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青海川(6)地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青海川(7)地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梨木平沢地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	土石流
青海川(1)地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	土石流
青海川(2)地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 9 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大塚川地区	佐渡市石名・小野見	次の図のとおり	土石流
安田川地区	佐渡市入川・北立島	次の図のとおり	土石流
東鶴島地区	佐渡市東鶴島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東鶴島川地区	佐渡市東鶴島	次の図のとおり	土石流
細窪川地区	佐渡市東鶴島	次の図のとおり	土石流
東鶴島川(2)地区	佐渡市東鶴島	次の図のとおり	土石流
東鶴島川(3)地区	佐渡市東鶴島	次の図のとおり	土石流
小野見(1)地区	佐渡市小野見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野見(2)地区	佐渡市小野見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野見(3)地区	佐渡市小野見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三七川地区	佐渡市小野見	次の図のとおり	土石流
馬込川地区	佐渡市小野見	次の図のとおり	土石流

小野見(1)地区	佐渡市小野見	次の図のとおり	土石流
小野見地区	佐渡市小野見	次の図のとおり	地すべり
入川1区地区	佐渡市入川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入川2区地区	佐渡市入川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入川地区	佐渡市入川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入川(1)地区	佐渡市入川	次の図のとおり	土石流
浦川地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦川南地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦川(1)地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦川地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	土石流
浦川中川(1)地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	土石流
浦川中川(2)地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	土石流
平松沢(1)地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	土石流
平松沢(2)地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	土石流
柿野浦1地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南柿野浦地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野浦2地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野浦川(1)地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	土石流
柿野浦川(2)地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	土石流
柿野浦川(3)地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	土石流
柿野浦北川地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	土石流
柿野浦(1)地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	土石流
柿野浦地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	地すべり
立間地区	佐渡市立間	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

北小浦1地区	佐渡市北小浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北小浦2地区	佐渡市北小浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北小浦(1)地区	佐渡市北小浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜川地区	佐渡市北小浦	次の図のとおり	土石流
北小浦川地区	佐渡市北小浦	次の図のとおり	土石流
北田野浦地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北田野浦(1)地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北田野浦(2)地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北田野浦(3)地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大梅川地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	土石流
孫助川地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	土石流
北田野浦(1)地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	土石流
北田野浦(2)地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	土石流
北田野浦地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第1055号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寝屋(1)地区	村上市寝屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寝屋(2)地区	村上市寝屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
出戸地区	村上市寝屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小岩内地区	村上市小岩内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

小岩内東地区	村上市小岩内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小岩内(2)地区	村上市小岩内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大小沢地区	村上市小岩内	次の図のとおり	土石流
小岩内大沢地区	村上市小岩内	次の図のとおり	土石流
居浦地区	村上市小岩内	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
杉川発電所地区	五泉市下杉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下杉川(1)地区	五泉市下杉川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新潟地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
砥沢地区	三条市高岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿峠地区	三条市鹿峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿峠(2)地区	三条市鹿峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿峠(3)地区	三条市鹿峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下飯田地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下飯田(2)地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下飯田(3)地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中飯田地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上飯田(1)地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上飯田(2)地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上飯田(3)地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上飯田(4)地区	三条市飯田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高岡一地区	三条市高岡	次の図のとおり	土石流
鹿峠地区	三条市鹿峠・飯田	次の図のとおり	土石流
飯田二地区	三条市飯田	次の図のとおり	土石流
飯田三地区	三条市飯田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 4 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
森上地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森上(3)地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森上(2)地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森上(5)地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森上(6)地区	長岡市森上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東平沢地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
湯之沢地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
森上(1)地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
森上(2)地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
森上(3)地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
森上(5)地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流
笈返沢地区	長岡市森上	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 5 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
君帰地区	南魚沼市君帰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

小栗山(1)地区	南魚沼市小栗山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小栗山地区	南魚沼市小栗山、余川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 6 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
青海川東地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青海川(2)地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青海川(3)地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青海川(4)地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青海川地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梨木平沢地区	柏崎市大字青海川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 7 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大塚川地区	佐渡市石名・小野見	次の図のとおり	土石流
東鶴島地区	佐渡市東鶴島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東鶴島川(2)地区	佐渡市東鶴島	次の図のとおり	土石流
東鶴島川(3)地区	佐渡市東鶴島	次の図のとおり	土石流
小野見(1)地区	佐渡市小野見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野見(2)地区	佐渡市小野見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野見(3)地区	佐渡市小野見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三七川地区	佐渡市小野見	次の図のとおり	土石流
入川1区地区	佐渡市入川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入川2区地区	佐渡市入川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

入川地区	佐渡市入川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦川地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦川南地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦川(1)地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦川地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	土石流
浦川中川(1)地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	土石流
浦川中川(2)地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	土石流
平松沢(1)地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	土石流
柿野浦1地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南柿野浦地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野浦2地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野浦川(1)地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	土石流
柿野浦北川地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	土石流
柿野浦(1)地区	佐渡市柿野浦	次の図のとおり	土石流
立間地区	佐渡市立間	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北小浦1地区	佐渡市北小浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北小浦2地区	佐渡市北小浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北小浦(1)地区	佐渡市北小浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜川地区	佐渡市北小浦	次の図のとおり	土石流
北小浦川地区	佐渡市北小浦	次の図のとおり	土石流
北田野浦地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北田野浦(1)地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北田野浦(2)地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北田野浦(3)地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大梅川地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	土石流
孫助川地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	土石流
北田野浦(1)地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 採石業務管理者試験の実施について(公告)

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、平成27年度(第44回)採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 試験の日時及び場所  
平成27年10月9日(金曜日) 午前10時から正午まで  
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁西回廊講堂
- 2 受験手続
  - (1) 受験願書請求先  
新潟県土木部河川管理課  
県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所
  - (2) 受験願書提出先  
新潟県土木部河川管理課
  - (3) 受験願書受付期間  
平成27年8月25日午前8時30分から平成27年9月24日午後5時15分まで  
(郵送の場合は平成27年9月24日付け消印のあるものを有効とする。)

### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について契約者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量  
平成27年度新潟県教育情報ネットワークシステム(N E I N)用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
教育庁財務課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借入
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成27年7月17日(金)
- 6 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 7 落札価格  
139,514,400円

- 8 入札公告日  
平成27年6月5日(金)
- 9 落札方式  
最低価格

---

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成27年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年7月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量  
デジタル図化システム賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借上げ
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成27年6月19日
- 6 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社  
東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 7 落札価格  
25,272,000円
- 8 入札公告日  
平成27年4月21日
- 9 落札方式  
最低価格

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第19号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 7月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第6条の3 六日町・小出病院事業清算事務所に次の課を置く。</p> <p>庶務課 経営第1課 経営第2課</p> <p>(職制上の職)</p> <p>第17条の6 (略)</p> <p>第17条の7 六日町・小出病院事業清算事務所の課に長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条の8 六日町・小出病院事業清算事務所及びその課に参事、副参事、医事企画員、主査、主任、専門員（次項において「参事等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第6条の3 六日町・小出病院事業清算事務所に次の課及び係を置く。</p> <p>庶務課 <u>庶務係</u> 経営第1課 経営第2課 <u>庶務係</u> <u>経営係</u></p> <p>(職制上の職)</p> <p>第17条の6 (略)</p> <p>第17条の7 六日町・小出病院事業清算事務所の課及び係に長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条の8 六日町・小出病院事業清算事務所並びにその課及び係に参事、副参事、医事企画員、主査、主任、専門員（次項において「参事等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第6号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成27年8月1日から実施する。

平成27年 7月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">病院名</td> <td style="padding: 5px;">診療科目</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table>	病院名	診療科目	(略)		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">病院名</td> <td style="padding: 5px;">診療科目</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table>	病院名	診療科目	(略)	
病院名	診療科目								
(略)									
病院名	診療科目								
(略)									

新潟県立十日町病院	内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、 <u>歯科口腔外科</u> 、麻酔科	新潟県立十日町病院	内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
(略)		(略)	

### 監査委員告示

#### ◎新潟県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成27年7月31日

新潟県監査委員 野上 信子  
 新潟県監査委員 楡井 辰雄  
 新潟県監査委員 佐藤 卓之  
 新潟県監査委員 田宮 強志

#### 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
齋藤 康宏	新潟県新潟市西蒲区馬堀 6466 番地 1 号
五十嵐 隆敏	新潟県新潟市江南区茜ヶ丘 11 番 7 号
渡部 政記	新潟県新潟市中央区礎町通 5 ノ町 2267 番地 1 Will Do 礎町 406 号
赤堀 洋幸	新潟県新潟市西区真砂 3 丁目 6 番 13 号
山田 宏樹	新潟県新潟市秋葉区新津本町 4 丁目 5 番 2 号

#### 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成27年7月31日から平成28年3月31日まで